



長野県報

1月31日(月)
平成17年
(2005年)
第1630号

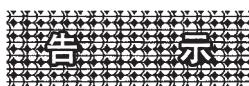
目 次

告 示

隣保館運営等事業費補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）の一部改正（ユマニテ・人間尊重課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路維持課）	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の名称変更（会計課）	2

公 告

一般競争入札（危機管理・消防防災課）	2
一般競争入札（管財課）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課N P O活動推進室）	3
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業振興課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業振興課）	4
都市計画の図書の写しの縦覧（2件）（都市計画課）	5
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活保安課）	5



長野県告示第39号

隣保館運営等事業費補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成17年1月31日

長野県知事 田 中 康 夫

別表の隣保館運営事業の項中「254,000円」を「252,000円」に改め、同表の地域交流促進事業の項中「621,000円」を「617,000円」に改め、同表の継続的相談援助事業の項中「489,000円」を「487,000円」に改め、同表の広域隣保活動事業の項中「2,728,000円」を「2,709,000円」に改める。

ユマニテ・人間尊重課

長野県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年2月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年1月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 下条米川飯田線

2 供用を開始する区間

飯田市上久堅5743番の3地先から

飯田市上久堅5206番地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年1月31日

道路維持課

長野県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年2月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年1月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 長野上田線

2 供用を開始する区間

長野市篠ノ井御幣川字東側483番の1地先から

長野市篠ノ井塩崎字東田沢6857番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年3月9日

道路維持課

長野県諏訪地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年1月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年1月31日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義
名 称 住 所
長野県富士見高等学校 P T A 会長 諏訪郡富士見町富士見3330

会計課

長野県松本地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年1月17日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成17年1月31日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司
新名称 セブンイレブン松本白板店
旧名称 セブンイレブン松本白板店 清 水 嘉

会計課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 工事名
平成16年度 災害対策本部室設備改修工事

(2) 工事箇所名
長野県庁西庁舎 災害対策本部室

(3) 工事内容
仕様書のとおり

(4) 履行期限
平成17年3月20日

(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による電気通信工事業の許可を受けた者のうち、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱（昭和39年2月18日付け39監第109号）第2第1項に規定する資格総合点数（電気通信工事に係るものに限る。）が773点以上のものであること。

(4) 長野県内に事業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026（235）7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日時 平成17年2月10日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年2月14日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

危機管理・消防防災課